

法人用

消費税及び地方消費税の

申告書（一般用）の書き方

税務署

- この「書き方」では、「消費税及び地方消費税の申告書（一般用）」と、これに添付する「付表1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用）」及び「付表2-（2）課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用）」について、法人向けに一般的な事項を説明します。
- この「書き方」は、簡易課税制度を適用しないで消費税及び地方消費税の確定申告書又は仮決算による中間申告書を作成する際にご利用ください。
 - ※ 簡易課税制度を選択している法人（基準期間（前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下である場合に限ります。）は、「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）の書き方」をご利用ください。
- 控除不足還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を申告書に添付する必要があります。
 - ※ 控除不足還付税額がない申告書（中間納付還付税額のみ）の還付申告書には添付する必要はありません。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。
 - ※ 国税庁では、納税者の方からの税に関する一般的な相談を、各国税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。税務署におかけになった電話は、全て自動音声により案内していますので、用件に応じて番号を選択してください。
- 国税庁ホームページでは消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください（国税庁ホームページアドレスは www.nta.go.jp）。

e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

1 自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

- 消費税、所得税、法人税、贈与税、印紙税及び酒税などの申告ができます。
- 法定調書の提出や、納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出等ができます。

2 ダイレクト納付やインターネットバンキング、ATM等による納付ができます。

- 税務署や金融機関に向くことなく、自宅やオフィスなどから納付ができます。
特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付や源泉所得税の毎月納付手続など）。

詳しくは、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）などe-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。



さらに便利で使いやすく。

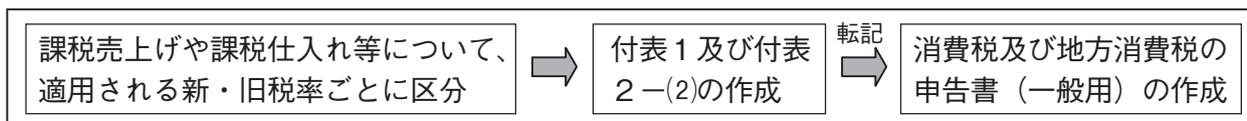
e-Tax

国税電子申告・納税システム

〈平成26年4月作成〉

《申告書の作成手順》

申告書の作成は、次の手順で行います。



(注) 旧税率（3%又は4%）が適用される課税売上げや課税仕入れ等がない場合には、付表2を使用してください。これらの付表は税務署の窓口に備え付けてあります。また、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からもダウンロードできます。

❖ 作成した申告書は提出期限内に納税地を所轄する税務署に提出してください。ただし、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が1,000万円（年換算額）以下の法人は免税事業者に該当しますので、確定申告書を提出する必要はありません。

※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ（平成23年9月）」をご覧ください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しています。）。

❖ 基準期間がない法人でその事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人（以下「新設法人」といいます。）及び消費税課税事業者選択届出書を提出している法人は課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

また、基準期間がない法人でその事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下「新規設立法人」といいます。）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（以下「特定新規設立法人」といいます。）については、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

なお、この規定は平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
- ② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること。

※ 次の課税期間中に調整対象固定資産（購入価額から消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上の固定資産）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた課税期間の確定申告を一般課税で行った場合、その課税期間の初日から原則として3年間は、新設法人及び特定新規設立法人については納税義務が免除されず、課税事業者を選択した法人については免税事業者となることができませんので、確定申告書を提出する必要があります。また、この間は簡易課税制度を適用することもできません。

① 平成22年4月1日以後に設立した新設法人及び特定新規設立法人については、基準期間がない各課税期間中

② 平成22年4月1日以後に「消費税課税事業者選択届出書」を提出した法人については、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中

❖ 免税事業者に該当する法人が、確定申告書を提出して還付を受けようとする場合には、事前に「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要がありますのでご注意ください。

❖ 申告による納付税額は、申告書の提出期限までに納付してください。

また、税務署から送付された申告書に中間納付税額及び中間納付譲渡割額が印字されている場合でも、その全部又は一部が納付されていないときは、速やかに納付してください。

なお、納期限（申告書の提出期限）までに納付されていない場合には延滞税が課されます。

I 課税売上げ等の金額の区分

申告書の作成に当たっては、この課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分します。また、平成26年4月1日以後の取引（経過措置により旧税率が適用される取引を除きます。）については、税率6.3%の消費税とともに地方消費税が課されます。このため、課税売上高と課税仕入れの金額については、その取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分します。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである12月決算法人を例に記載方法を説明します。

設例

霞商会(株)の当課税期間（平成26年1月1日～平成26年12月31日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。なお、旧税率（3%）が適用された取引はありません。

項目	課税期間の 合計金額	うち税率4% 適用分	うち税率6.3% 適用分
1 課税期間中の売上高	円	円	円
(1) 課税売上高（税込み）	395,000,000	131,500,000	263,500,000
(2) 免税売上高	11,000,000	—	—
(3) 非課税売上高	8,000,000	—	—
2 売上対価の返還等の金額 （課税売上げに係るもの（税込み））	18,500,000	9,000,000	9,500,000
3 課税期間中の課税仕入れの 金額（税込み）	306,450,000	103,000,000	203,450,000
4 仕入対価の返還等の金額 （課税仕入れに係るもの（税込み））	12,500,000	6,000,000	6,500,000
5 貸倒処理した金額（税込み）	1,500,000	1,500,000	—
6 中間納付消費税額	1,400,000	—	—
7 中間納付地方消費税額	350,000	—	—

II 付表1及び付表2-(2)の作成

■1 付表1の「課税標準額①」欄、「消費税額②」欄の記載

税率4%適用分及び税率6.3%適用分に区分した金額を基礎として、付表1の①、②欄を記載します。

(1) 「課税標準額①」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{105}$ 又は $\frac{100}{108}$ を掛けて、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率4%適用分①B

$$\text{課税売上高（税込み）} \\ 131,500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{105} = 125,238,095 \text{ 円} \Rightarrow 125,238,000 \text{ 円（千円未満切捨て）}$$

税率6.3%適用分①C

$$\text{課税売上高（税込み）} \\ 263,500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 243,981,481 \text{ 円} \Rightarrow 243,981,000 \text{ 円（千円未満切捨て）}$$

合計①D

$$125,238,000 \text{ 円} + 243,981,000 \text{ 円} = 369,219,000 \text{ 円}$$

（注） 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税標準額を計算します。

(2) 「消費税額②」欄

(1)で算出した課税標準額に4%又は6.3%を掛けて消費税額を計算します。

税率4%適用分②B

課税標準額
 $125,238,000 \text{ 円} \times 4\% = 5,009,520 \text{ 円}$

税率6.3%適用分②C

課税標準額
 $243,981,000 \text{ 円} \times 6.3\% = 15,370,803 \text{ 円}$

合計②D

$5,009,520 \text{ 円} + 15,370,803 \text{ 円} = 20,380,323 \text{ 円}$

《消費税額等を明示して代金領収する場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》

① 税込価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、領収書等で税込価格とその税込価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額の1円未満の端数を処理した後の金額を明示し、その端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）（以下「平成15年改正省令」といいます。）附則第2条第3項の方法）を適用する場合は、税込価格を合計した金額からその消費税及び地方消費税相当額の累計額を控除した残額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、領収書等に明示した消費税及び地方消費税相当額の累計額に $\frac{4}{5}$ 又は $\frac{6.3}{8}$ を掛けて計算します。

② 税抜価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、本体価格と消費税及び地方消費税相当額とを区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（平成15年改正省令附則第2条第2項の方法（旧規則第22条第1項））を適用する場合は、本体価格を合計した金額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、本体価格と区分して領収した消費税及び地方消費税相当額の累計額に $\frac{4}{5}$ 又は $\frac{6.3}{8}$ を掛けて計算します。

総額表示義務の対象となる取引については、平成26年4月1日以後に行った課税資産の譲渡等から旧規則第22条第1項の規定を適用することができます。また、同日以後は消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項《総額表示義務に関する消費税法の特例》の規定の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして②の経過措置が適用されます。

(3) 「控除過大調整税額③」欄及び「控除対象仕入税額④」欄

この欄は付表2-(2)から転記しますので、ここで付表2-(2)を作成します。

■2 付表2-(2)の作成

税率4%適用分及び税率6.3%適用分に区分した金額を基礎として、付表2-(2)を作成します。

(1) 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率4%適用分①B

$$\begin{array}{l} \text{課税売上高（税込み）} \\ 131,500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{105} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{売上対価の返還等（税込み）} \\ - 9,000,000 \text{ 円} \times \frac{100}{105} \end{array} = 116,666,667 \text{ 円}$$

税率6.3%適用分①C

$$\begin{array}{l} \text{課税売上高（税込み）} \\ 263,500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{売上対価の返還等（税込み）} \\ - 9,500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} \end{array} = 235,185,185 \text{ 円}$$

合計①D

$$116,666,667 \text{ 円} + 235,185,185 \text{ 円} = 351,851,852 \text{ 円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{105}$ 又は $\frac{100}{108}$ を乗じた金額が①B又は①Cの金額となります。

(2) 「免税売上額②」欄

課税資産の譲渡等のうち、消費税法第7条及び第8条並びに租税特別措置法等の規定により、消費税が免除される課税資産の譲渡等の対価の額を②D欄に記載します。

設例の場合は、免税売上高11,000,000円を記載します。

(注) 国内で譲渡すれば非課税売上げとなる資産を輸出した場合や、海外で自ら使用又は譲渡するために資産を輸出した場合の輸出取引等に係る金額は、課税売上割合の計算上は免税売上額として取り扱われますから、その金額を「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③D」欄に記載します。

(3) 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥D欄に記載します。

設例の場合は、非課税売上高8,000,000円を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、一定の金銭債権の譲渡の場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要になる場合がありますのでご注意ください。

※ これまで、課税売上割合の計算上、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡については、その譲渡に係る対価の全額を分母に算入することとされていましたが、平成26年4月1日以後に行われる譲渡から、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を分母に算入することとされました。

(4) 「課税売上割合④／⑦」欄

$$\begin{aligned} & \begin{array}{r} \text{課税売上額 (税抜き)} \\ 351,851,852 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{免税売上額} \\ 11,000,000 \text{ 円} \end{array} \\ = & \begin{array}{r} \text{課税売上額 (税抜き)} \\ 351,851,852 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{免税売上額} \\ 11,000,000 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{非課税売上額} \\ 8,000,000 \text{ 円} \end{array} \\ = & \begin{array}{r} 362,851,852 \text{ 円 (④D欄、申告書⑮欄に転記します。)} \\ 370,851,852 \text{ 円 (⑦D欄、申告書⑯欄に転記します。)} \end{array} \\ = & 97.842\cdots\% \geq 95\% \end{aligned}$$

(注) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

(5) 「課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)⑧」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率 4%適用分⑧B

$$\begin{array}{r} \text{課税仕入れの金額 (税込み)} \\ 103,000,000 \text{ 円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{仕入対価の返還 (税込み)} \\ 6,000,000 \text{ 円} \end{array} = 97,000,000 \text{ 円}$$

税率 6.3%適用分⑧C

$$\begin{array}{r} \text{課税仕入れの金額 (税込み)} \\ 203,450,000 \text{ 円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{仕入対価の返還 (税込み)} \\ 6,500,000 \text{ 円} \end{array} = 196,950,000 \text{ 円}$$

合計⑧D

$$97,000,000 \text{ 円} + 196,950,000 \text{ 円} = 293,950,000 \text{ 円}$$

(注) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入高から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額 (税込み) を記載します。

(6) 「課税仕入れに係る消費税額⑨」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{課税仕入れに係る支払対価の額 (仕入対価} \\ \text{の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \end{array}} \times \frac{4}{105} \text{ 又は } \frac{6.3}{108} - \boxed{\begin{array}{l} \text{仕入対価の返還等} \\ \text{の金額 (税込み)} \end{array}} \times \frac{4}{105} \text{ 又は } \frac{6.3}{108}$$

(設例の場合)

税率4%適用分⑨B

$$103,000,000 \text{ 円} \times \frac{4}{105} - 6,000,000 \text{ 円} \times \frac{4}{105} = 3,695,238 \text{ 円}$$

税率6.3%適用分⑨C

$$203,450,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} - 6,500,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 11,488,750 \text{ 円}$$

合計⑨D

$$3,695,238 \text{ 円} + 11,488,750 \text{ 円} = 15,183,988 \text{ 円}$$

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑩」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額⑪」欄に記載します。

(7) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑬」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑭～⑰」欄

イ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額が全額控除対象となりますから、⑫欄の金額をそのまま⑬欄に記載します。

設例の場合、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が97.84…%です。⑫欄の15,183,988円をそのまま⑬欄に記載します。

(注) ここでいう課税売上高は、「課税売上額①」の額と「免税売上額②」の合計額をいいます。

なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

ロ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は、適用する控除方式に応じて記載します。

(イ) 個別対応方式の場合は、課税仕入れ等の税額のうち課税売上げにのみ要するものを⑭欄に、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものを⑮欄に記載し、⑯欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

(ロ) 一括比例配分方式の場合は、⑰欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

(8) 「差引・控除対象仕入税額⑳」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ㉔欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額㉔」欄に記載するとともに、付表1の「控除過大調整税額③」欄に記載します。

(9) 「貸倒回収に係る消費税額㉔」欄

前課税期間までに貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

以上の計算と転記が終わりましたら、再び付表1の作成に戻ります。

■3 付表1の③欄～⑤欄の記載

(1) 「控除過大調整税額③」欄

付表2-(2)の㉔欄と㉔欄の合計金額を記載します（設例の場合はありません）。

(2) 「控除対象仕入税額④」欄

付表2-(2)の㉔欄を記載します。

(3) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率4%適用分⑤B

$$9,000,000 \text{ 円} \times \frac{4}{105} = 342,857 \text{ 円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

税率6.3%適用分⑤C

$$9,500,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 554,166 \text{ 円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

合計⑤D

$$342,857 \text{ 円} + 554,166 \text{ 円} = 897,023 \text{ 円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

(4) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率 4 %適用分⑥B

$$1,500,000 \text{ 円} \times \frac{4}{105} = 57,142 \text{ 円 (1 円未満切捨て)}$$

合計⑥D

57,142 円

(5) 「控除税額小計⑦」欄

「控除対象仕入税額④」欄と「返還等対価に係る税額⑤」欄及び「貸倒れに係る税額⑥」欄の合計額を記載します。

税率 4 %適用分⑦B

$$3,695,238 \text{ 円} + 342,857 \text{ 円} + 57,142 \text{ 円} = 4,095,237 \text{ 円}$$

税率 6.3%適用分⑦C

$$11,488,750 \text{ 円} + 554,166 \text{ 円} = 12,042,916 \text{ 円}$$

合計⑦D

$$4,095,237 \text{ 円} + 12,042,916 \text{ 円} = 16,138,153 \text{ 円}$$

(6) 「差引税額⑨及び⑫」欄、「譲渡割額 納税額⑮」欄

イ 「差引税額⑨及び⑫」欄

「消費税額②」欄と「控除過大調整税額③」欄の合計から「控除税額小計⑦」欄を引いた額を記載します。

税率 4 %適用分⑨⑫B

$$5,009,520 \text{ 円} - 4,095,237 \text{ 円} = 914,283 \text{ 円}$$

税率 6.3%適用分⑨⑫C

$$15,370,803 \text{ 円} - 12,042,916 \text{ 円} = 3,327,887 \text{ 円}$$

合計⑨⑫D

$$914,283 \text{ 円} + 3,327,887 \text{ 円} = 4,242,170 \text{ 円}$$

□ 「譲渡割額 納税額⑮」欄

「差引税額⑫」に一定の割合を乗じた額を記載します。

税率 4%適用分⑮B

$$914,283 \text{ 円} \times \frac{25}{100} = 228,570 \text{ 円}$$

税率 6.3%適用分⑮C

$$3,327,887 \text{ 円} \times \frac{17}{63} = 898,001 \text{ 円}$$

合計⑮D

$$228,570 \text{ 円} + 898,001 \text{ 円} = 1,126,571 \text{ 円}$$

Ⅲ 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の作成

■ 1 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の記載

付表 1 及び付表 2-(2)の作成が終わったら、次のとおり申告書に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目		転記元項目等
課税標準額	①	付表 1 の①D (合計) 欄の金額
消費税額	②	付表 1 の②D (合計) 欄の金額
控除過大調整税額	③	付表 1 の③D (合計) 欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④ 付表 1 の④D (合計) 欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤ 付表 1 の⑤D (合計) 欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥ 付表 1 の⑥D (合計) 欄の金額
	控除税額小計	⑦ 付表 1 の⑦D (合計) 欄の金額
控除不足還付税額	⑧	付表 1 の⑩D (合計) 欄の金額 (マイナスの場合)
差引税額 (百円未満切捨て)	⑨	付表 1 の⑩D (合計) 欄の金額 (プラスの場合)
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮ 付表 2-(2)の④D (合計) 欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯ 付表 2-(2)の⑦D (合計) 欄の金額

(1) 「中間納付税額⑩」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額を記載します (設例の場合 1,400,000 円)。

(注) 税務署から送付した申告書は、中間納付税額がある場合、その金額が印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。

(2) 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄

表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算します。

■2 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載

上記1と同様に、次のとおり申告書に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目			転記元項目等
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表1の⑬D(合計)欄の金額(マイナスの場合)
	差引税額(百円未満切捨て)	⑱	付表1の⑬D(合計)欄の金額(プラスの場合)
譲渡割額	還付額	⑲	付表1の⑯D(合計)欄の金額(マイナスの場合)
	納税額(百円未満切捨て)	⑳	付表1の⑯D(合計)欄の金額(プラスの場合)

(1) 「中間納付譲渡割額㉑」欄

中間申告した譲渡割額がある場合に、その合計金額を記載します(設例の場合350,000円)。

(注) 税務署から送付された申告書の、「中間納付税額⑩」欄に中間納付税額が印字されている場合は、この欄も印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。

(2) 「納付譲渡割額㉒」欄又は「中間納付還付譲渡割額㉓」欄

表示の計算式により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算します。

■3 「消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額㉔」欄

$(⑪ + ⑫) - (⑧ + ⑫ + ⑲ + ⑳)$ の計算式で計算した金額を記載します(還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載します。「△」は記載しないでください)。

■4 「納税地」欄等の記載

(1) 「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。ただし、本店等の所在地以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に申告する法人は、事務所等の所在地を記載し、その下に本店等の所在地をカッコ書で記載します。

(2) 「名称又は屋号」欄には、法人の名称を記載します。なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合は、被合併法人名を合併法人名の下にカッコ書で記載します。

- (3) 「※税務署処理欄」は、記載しないでください。
- (4) 「自平成 年 月 日 至平成 年 月 日」欄には、申告しようとする課税期間を記載します。なお、仮決算による中間申告の場合は、「中間申告の場合の対象期間」欄に中間申告の対象期間の初日及び末日を併せて記載します。
- (5) 「課税期間分の消費税及び地方消費税の（ ）申告書」欄の（ ）には「確定」と記載します。なお、仮決算による中間申告をする場合は「中間」と記載します。

■5 「付記事項」欄等の記載

- (1) 「付記事項」及び「参考事項」欄には、それぞれに掲げる項目の該当する箇所に○印を付してください。
- 「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」欄には、その売上げの一部について課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（平成15年財務省令第92号附則第2条）を適用する売上げがある場合に「有」欄に○印を付してください。
- (2) 「基準期間の課税売上高」欄には、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）を記載してください。
- (3) 「①及び②の内訳」欄には、「3%分」、「4%分」又は「6.3%分」が適用される課税資産の譲渡等に係る課税標準額及び消費税額を、それぞれの区分に応じた欄に記載してください。
- (4) 「⑰又は⑱の内訳」欄には、地方消費税の課税標準となる消費税額を「4%分」又は「6.3%分」の区分に応じた欄に記載してください。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額⑳」欄がマイナスとなる場合に、還付を受けようとする金融機関名等を記載してください。

(6) 「税理士法第30条の書面提出有」及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する場合に該当する箇所に○印を付してください。

■6 「翌年以降送付不要」欄の記載

「翌年以降送付不要」欄（申告書用紙右上）は、市販の会計ソフトウェアを使用していること等により、翌年以降、税務署からの申告書用紙の送付を不要とする場合に○印を付してください。

◇ 「OCR入力用」の確定申告書は、機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中にていねいに記入してください。

(記入例) ○ 良い例



× 悪い例



付表1 旧 新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		26・1・1～26・12・31		氏名又は名称		震 商 会 株 式 有 限 公 司			
区 分		税率3%適用分 A		税率4%適用分 B		税率6.3%適用分 C		合 計 D (A+B+C)	
課 税 標 準 額 ①		円 000		円 125,238,000		円 243,981,000		円 ※申告書の①欄へ 369,219,000	
消 費 税 額 ②				5,009,520		15,370,803		※申告書の②欄へ 20,380,323	
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		(付表2-(2)の②-A欄の合計金額)		(付表2-(2)の②-B欄の合計金額)		(付表2-(2)の②-C欄の合計金額)		※申告書の③欄へ	
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	(付表2-(2)の②-A欄の合計金額)		3,695,238		11,488,750		※申告書の④欄へ 15,183,988	
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤			342,857		554,166		※申告書の⑤欄へ 897,023	
	貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥			57,142				※申告書の⑥欄へ 57,142	
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦			4,095,237		12,042,916		※申告書の⑦欄へ 16,138,153	
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧				※①B欄へ		※①C欄へ			
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨				914,283		3,327,887		※②B欄へ ※②C欄へ 4,242,170	
合 計 差 引 税 額 (⑨-⑧) ⑩								※マイナスの場合は申告書⑧欄へ ※プラスの場合は申告書⑨欄へ 4,242,170	
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑪			(⑧B欄の金額)		(⑧C欄の金額)			
	差 引 税 額 ⑫			914,283		3,327,887		4,242,170	
合 計 差 引 地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と なる 消 費 税 額 (⑫-⑪) ⑬								※マイナスの場合は申告書⑪欄へ ※プラスの場合は申告書⑫欄へ 4,242,170	
譲 渡 割 額	還 付 額 ⑭			(⑪B欄×25/100)		(⑪C欄×17/63)			
	納 税 額 ⑮			228,570		898,001		1,126,571	
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭) ⑯								※マイナスの場合は申告書⑯欄へ ※プラスの場合は申告書⑰欄へ 1,126,571	

付表 2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

		課税期間	26・1・1～26・12・31	氏名又は名称	震商会 株式会社		
項 目			税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)	
			円	円	円	円	
	課税売上額（税抜き）	①		116,666,667	235,185,185	351,851,852	
	免税売上額	②				11,000,000	
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③					
	課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④				※申告書の⑮欄へ 362,851,852	
	課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				362,851,852	
	非課税売上額	⑥				8,000,000	
	資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦				※申告書の⑯欄へ 370,851,852	
	課税売上割合（④／⑦）					〔97.84%〕※端数 切捨て	
	課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑧		97,000,000	196,950,000	293,950,000	
	課税仕入れに係る消費税額	⑨	(⑧A欄×3/103)	(⑧B欄×4/105)	(⑧C欄×6.3/108)		
				3,695,238	11,488,750	15,183,988	
	課税貨物に係る消費税額	⑩					
	納税義務の免除を受けない（受ける）こととなった 場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑪					
	課税仕入れ等の税額の合計額（⑨+⑩±⑪）	⑫		3,695,238	11,488,750	15,183,988	
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合（⑫の金額）	⑬		3,695,238	11,488,750	15,183,988	
課税5% 売上高 超過割 が又合 の場合	個別 対応方 式	⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭				
		⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑮				
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 〔⑭+（⑮×④／⑦）〕	⑯				
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 ⑫×④／⑦	⑰				
控除の 税調 整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	⑱					
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務 用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額	⑲					
差 引	控除対象仕入税額 〔（⑬、⑯又は⑰の金額）±⑱±⑲〕がプラスの時	⑳	※付表1の④A欄へ	※付表1の④B欄へ	※付表1の④C欄へ		
				3,695,238	11,488,750	15,183,988	
	控除過大調整税額 〔（⑬、⑯又は⑰の金額）±⑱±⑲〕がマイナスの時	㉑	※付表1の③A欄へ	※付表1の③B欄へ	※付表1の③C欄へ		
	貸倒回収に係る消費税額	㉒	※付表1の③A欄へ	※付表1の③B欄へ	※付表1の③C欄へ		

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。